

全 員 協 議 会

日 時 平成28年6月20日（月） 午後2時00分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

○訴訟について

3 質疑

4 その他

大規模スポーツ施設事業用地の調査測量業務に係る住民訴訟の状況について

主な事実経過

年 月	出来事
平成 25 年	4 月
	5 月
平成 26 年	4 月
	10 月
	11 月
平成 27 年	1 月
	2 月
	4 月
	6 月
	8 月
	8 月
	10 月
	12 月
平成 28 年	2 月
	2 月
	3 月
	5 月～6 月
	6 月 21 日

スタジアム建設に係る調査測量の実施を指示（市・公嘱協会）。

公嘱協会が現況測量等を実施。

市が、公嘱協会に対し、上記調査測量業務の対価として、13,426,350 円を支払う。

上記 13,426,350 円の支出につき、住民監査請求が行われる。

市が、監査手続において、現況測量実施の裏付け資料として、公嘱協会提出の出来高平面図及び座標ポイント計算書を提出。

監査結果（現況測量は適切に実施されたとの判断）

【訴訟】住民訴訟が提起される。

【訴訟】第 1 回口頭弁論期日（公開法廷）

※ 以降、主張整理のための非公開手続

【訴訟】第 1 回弁論準備手続期日

【訴訟】市が、訴訟において、現況測量実施の裏付け資料として、上記出来高平面図及び座標ポイント計算書を提出。

【訴訟】第 2 回弁論準備手続期日

※ 裁判所が、上記出来高平面図及び座標プリント計算書を採用、取調べ。

【訴訟】第 3 回弁論準備手続期日

【訴訟】第 4 回弁論準備手続期日

【訴訟】原告が、第 3 準備書面を提出し、現況測量の生データの開示を要求。

【訴訟】第 5 回弁論準備手続期日

※ 原告が、上記原告第 3 準備書面を陳述。

【訴訟】第 6 回弁論準備手続期日

当時の業務責任者であった土地家屋調査士から、「出来高平面図」などの資料が、後付けで作成された資料であること、及び、土地家屋調査士が、測量調査対象地の一部において、「出来高平面図」の記載よりも少ないポイント数しか測っていないことの説明があった。

これを受け、市から公嘱協会に対して、事実関係の調査依頼等を行い、その後、公嘱協会より報告書を受領する。

【訴訟（予定）】第 7 回弁論準備手続期日